

第2節 災害応急・復旧対策（初動後1カ月目までの期間）

I 災害応急・復旧対策に向けての重点的取り組み

想像を絶する都市直下型激震が、阪神・淡路地域の県民生活、産業活動、都市機能などに壊滅的な被害をもたらしてから1カ月あまりが経過したが、この間、兵庫県では、まず、震災直後、組織中枢が被災を受けるというパニックとも言うべき状況に対処して、災害対策基本法に基づく県災害対策本部を設置、交通や情報通信手段が断絶したり輻輳する厳しい状況の中であって、甚大な被害が発生していることを想定し、市町消防本部、県警察本部、国の関係機関、自衛隊と連絡を取って災害状況の把握に努めながら、緊急的な対策を始動させた。

人命の救助・救出を最優先に、消防、警察、自衛隊が、相互の連携と役割分担のもと、倒壊家屋や火災からの救出・救助、消火活動、避難誘導に全力を挙げて取り組んだ。しかしながら、道路網の寸断やライフラインの損壊、病院施設の機能麻痺などの壊滅的な被災の中で、消火作業や負傷者の救助活動は困難を極めた。

こうした消防や警察、自衛隊の第一線での現場活動に対して、県は、言わば後方支援部隊として、水や非常用食料の確保、緊急輸送ルートの確保などに当たった。とくに、厳冬期の中、初期段階で避難者が17万人を超えると予想されたことから、飲料水・食料・毛布の確保、生活物資の確保・輸送の確保、そして、公共建築物等を中心とした安全チェックなどの余震対策を最重点に実施することとした。

こうした中、ライフラインや交通網の復旧に相当の期間を要することが予測されたことから、被災者を200万人前後と想定して、少なくとも3日分ぐらいの食料の確保をはじめ、被災地域への給水車の緊急出動や緊急物資の配布、他府県からの応援を含めた医療体制の確保、輸送ラインの確保とベースキャンプの設置、仮設トイレの設置、公営住宅の確保などに全力を挙げた。

一方、被害状況が判明するにつれ、神戸市を皮切りに、淡路島5町、尼崎・西宮・芦屋・伊丹・宝塚の各市に災害救助法が適用された。その後順次その指定が拡大し、災害救助法の指定市町は、最終的に県内で10市10町になった。

大震災翌日の18日になると、避難者は増大の一途をたどり、より長期的広域的な対策が求められたため、県としては、以後の緊急・応急復旧対策について、被災地域の約200万人を超える被災者を対象とした生活救援対策として、緊急生活物資の確保、その輸送体制の確立、余震対策、避難生活の質的向上対策等を重点に所要の対策を講じることとした。

こうした災害からの応急・復旧対策については、その内容として、①人命救助・救急活動、②救援情報の提供と相談活動、③避難所、避難住民救援活動、④食料、日用品等緊急生活物資の確保、⑤ライフラインの復旧（電気、水道、ガス等）、⑥住宅対策、⑦生活救援対策、⑧産業・雇用対策、⑨施設復旧（公共土木施設、農林水産施設等）、⑩保健医療対策、⑪廃棄物対策（ゴミ、がれき、家屋等の解体等）、⑫交通の復旧、輸送体制の確立、⑬教育対策、⑭余震・二次災害対策の各分野に及んでおり、その推進に当たっては、県地域防災計画に定める災害応急計画を基本としながら、ときには緊急的な対応として臨機応変の措置を含めて、これまでに前例のない対策が実施されている。

国においては、阪神・淡路大震災をいち早く激甚災害法に基づく激甚災害に指定して、同法に基づく被災地方公共団体に対する特別の財政援助や被災者に対する特別の助成措置を講じることとなったが、阪神・淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、県として、復旧のためのさらなる特別措置の創設を国に対して強く働きかけ、順次、その要望の実現を見つつある。

災害応急・復旧対策の推進体制についても、被害の甚大さに鑑み、震災翌日に災害対策総合本部に改組して、その中に緊急対策本部と災害復旧対策本部を置き、以後、状況の変化等に対応して必要な整備を行った。また、現地即決型の対応を図るため、国の現地対策本部の設置を要請し、1月22日に設置され、国、県、市町が緊密に連携しながら対策を推進することになった。その後、復興対策への本格的な取り組みを推進するため、30日になって県災害対策本部の組織改正を行い、緊急対策本部と震災復興本部とした。

具体的な災害応急・復旧対策の推進状況については後述のとおりであるが、その段階を大きく二つに区分すると、当初は、行方不明者の搜索活動をはじめ、食料や日用品の確保、緊急輸送ルートや備蓄基地の確保、建築物の安全チェックや降雨対策などの余震・二次災害対策、避難所や被災地の保健や医療対策、ライフラインの早期復旧など、言わば被災者の生活救援のための緊急復旧対策を中心に進め、次の段階としては、これらの緊急復旧対策とともに、被災者への生活資金対策、仮設住宅の建設、事業再開のための資金対策、ゴミ・がれきや家屋解体等の廃棄物対策、公共交通機関の復旧、教育現場の機能回復といった生活再建に向けての応急復旧対策の推進に重点をおいて進めてきた。

こうした緊急・応急の復旧対策のうち、今回の震災対策として特筆すべきものをいくつか紹介すると、次のとおりである。

(1) 応急仮設住宅を4万戸建設

震災により住宅を失った被災者全員の希望に沿うため、応急仮設住宅を3月末までに3万戸建設することとしたとともに、その後の家屋倒壊等や避難者の状況に鑑み、さらに1万戸を追加して建設することとした。応急仮設住宅の建設は、建設資材の生産能力等からして、従来1カ月に1万戸の建設が限度であると言われていたが、今回の震災に伴う家屋倒壊や火災による焼失の状況に対処するため、輸入住宅の導入を含めてかつてない取り組みを進めている。

(2) 公費によるガレキ処理

損壊した家屋や事業所の解体、処理については、これまでゴミとして排出されたものの収集・処分事業のみが市町事業として実施され、家屋等の解体そのものは所有者の責任とされていたが、家屋や事業所の損壊が膨大な件数になっており、がれきの発生による社会的、経済的影響も深刻になることが予測されたことから、被災者の負担の軽減を図るため、政府との協議調整を重ねた結果、個人や中小企業の損壊家屋・事業所の解体について、市町事業として公費によるガレキ撤去を特例的に実施することになった。

この損壊家屋の解体・ガレキ撤去については、自衛隊の全面的な協力を得て実施されていること

も、従来の自衛隊の災害派遣にはなかったものである。

(3) 生活福祉資金特別貸付制度の実施

被災者の生活救援対策では、緊急の生活資金対策が必要と判断し、政府との協議調整を経て、生活福祉資金特別貸付制度を創設し、今回の罹災により生活困窮している世帯に対して、貸付限度額10万円、金利年3%（据置期間2年以内は無利子）、償還期限は据置期間の経過後3年以内として、簡易な手続きで申請の翌日に資金交付がされるようにしたところであり、緊急の生活資金需要に対応することができたと言える。

(4) 緊急災害復旧資金の創設

中小企業の早期の事業再開を支援するため、中小企業総合相談所を設置して、きめ細かな再建相談に応じるとともに、神戸市と協調して、融資限度額5,000万円、融資期間10年（うち据え置き3年）、金利年2.5%（一定額については利子補給により当初3年間は実質無利子）の緊急災害復旧資金を創設したほか、政府系中小企業金融3機関が実施する融資についても、既往貸付の返済猶予や利子の軽減、貸付期間の延長や利率の引き下げ等の改善を見た。

(5) 一斉合同捜索の実施

人命の救助・救出対策では、警察、消防、自衛隊それぞれの取り組みに加えて、1月28日、警察、消防、自衛隊が一体になった行方不明者等の一斉合同捜索活動を展開した。

(6) 避難所緊急パトロール隊・のじぎくパトロール隊の編成

避難所での生活が長期化することが予測されたことから、避難者の安全確保や生活実態の把握、生活必需物資の安定供給や仮設風呂の設置など避難者の生活ニーズに対応するため、総合的な支援拠点として救護対策現地本部を設置するとともに、警察官3名と県職員2名からなる避難所緊急パトロール隊を編成し、100班体制で巡回パトロールを実施して、避難所での生活の改善に取り組んでいる。

また、全国の婦人警察官の応援も得て、のじぎくパトロール隊を編成し、女性のやさしさや細やかな心配りを生かした被災地パトロールも実施している。

以上の取り組みのほか、被災者に対する情報の提供として、県民向け定時放送の実施や震災ニュースの発行、全国的にも例をみない臨時災害FM局（県事業）の開局、さらに、福祉や教育、住宅、生活などの相談の実施、災害情報に関する総合的な窓口としての情報センターの設置などを行った。

また、仮設住宅に入居するまでの一時的な宿泊施設としての公的宿泊施設の確保や、長期化する避難所生活の疲れを少しでも癒してもらうため、被災者を温泉地等に招待するリフレッシュ事業なども実施している。

さらに、雇用対策、高齢者や障害者への配慮、学校教育の再開対策、被災者の心のケア対策、義

援金の募集と配分などにおいても、それぞれ特色ある取り組みを展開している。

一方、激甚災害法による復旧財政援助のかさ上げ等については、近く、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助等に関する法律として、激甚災害法制定以来初めての特例立法がなされる予定になっている。

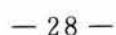
これらの特筆すべき震災対策をはじめ、震災翌日から1ヵ月間にわたる各分野の個別具体的な対策の詳細な取り組みについては、以下に記述のとおりである。

なお、各震災対策の大きな流れや取り組み概要については、それぞれの詳細な活動記録の記述に先立って取りまとめたので、ご参考にしていただければ幸いである。

1 組織の充実

総合本部には、緊急対策本部及び災害復旧対策本部を設置し、緊急対策本部に情報対策部、緊急渉外対策部、緊急救援活動部、緊急物資対策部、応急住宅部、緊急医療福祉対策部、緊急輸送対策部を置き、災害復旧対策本部にライフライン部、輸送対策部、商工業対策部、庁内対策部、廃棄物対策部、施設応急対策部の13部を置いた。以後、状況の変化、対策の進展など必要に応じて部の新設、改廃を行った。

さらに、震災後2週間が経過し、緊急応急対策も軌道に乗り、避難住民は半月にわたる避難生活から疲労の色濃く、将来への不安も増しつつあった。これらに対応し、応急対策を前進させるとともに、復興に本格的に取り組む必要が生じたため、30日に災害対策総合本部の組織として兵庫県南部震災復興本部を設置し、住宅の再生、がれきの処理、復興のための特別措置法の検討など復興をめざす各般の事業を推進することとした。



(2) 震災後2週間経過以降の本部組織（1月30日改正の組織）



2 人員の確保

(1) 職員の動員

県職員の出勤状況は、当初自らの被災及び公共交通機関の途絶等により困難を極めたが、20日には本庁職員のうち7割が出勤し、翌週以降9割以上の出勤が確保された。こうした震災発生当初の混乱状態を経て、災害応急対策が本格化する中、21日にそのかなめとなる緊急救援活動及び緊急物資対策にそれぞれ消防交通安全課長経験者を責任者として配置し、職員も防災業務の経験者を中心に配置するとともに、対策本部事務局である消防交通安全課に同課勤務経験者等6人を投入した。

また、緊急救援活動については、その後も避難所緊急パトロール隊（20日発足）に当初50人を、翌21日には100人、22日以降は一人3日勤務のローテーションで毎日200人を派遣するとともに、救護対策現地本部（22日設置）に役付職員を7拠点に3人ずつ計21人派遣、24日以降は一人1週間のローテーションで42人配置とした。また、物資備蓄基地については、消防学校基地において20日以降仕分け業務に20人を継続的に派遣するとともに23日からは最大2人の常駐職員を配置、グリーンピア三木基地では23日以降最大11人の常駐職員、三木山森林公園基地では2月2日以降最大4人の常駐職員、大阪空港基地では同14日以降最大4人の常駐職員を配置した。

さらに緊急住宅対策部において、1月25日以降ホームステイ・公的宿泊施設斡旋の受付窓口要員として、11箇所各1～5人程度計35人の職員を派遣するとともに、避難住民の住居に関する意向調査のために27日から10人を配置し、28～29日にかけて200人が調査実施に従事した。さらに、25日に

は公的宿泊施設への避難住民のバス移送のために18人を派遣した。その他、臨時災害FM局「復興通信FM796フェニックス」(2月15日開設)に2月6日以降4人を配置するなど、平常時の部制をこえ、適材適所、全職員挙げて応急復旧対策を実施していく体制で臨み、その後も業務の変化に応じて増員等逐次充実・強化を図った。

地域防災計画では職員の動員は対策本部総括班(消防交通安全課)が各部総務課を通じて行うことにしていたが、被害が甚大で大規模な職員の動員が必要であることから、これらの業務については、22日に職員長統括のもとに人事課に人員確保対策班を設け、庁内の職員動員を一元的に処理することとし、平常時の組織や職員の職務をこえ、適材適所、臨機応変に全職員あがての応急復旧対策の実施をめざした。

(2) 他府県等から職員派遣

1月20日に、北海道から地震災害救助の経験を有する職員の派遣を受けたほか、相当数の地方公共団体あるいは建築士会等の団体から応援の申し出を受けて順次受け入れてきた。こうした他府県等からの職員の受入れについては地域防災計画上、所管の定めがなく関係部局で対応していたが、喫緊の災害応急対策に追われる中で、所管の業務に係る他府県等の応援の申し出を辞退するという事例もみられたため、これについても的確な派遣要請と申し出の関係部局への斡旋、派遣職員の適正な配置に向けて、人事課人員確保対策班で一括して行うとともに、また地方課との連携により、被災市町の要請を取りまとめ、派遣に応ずる他府県及び県内その他市町の職員を割り当てる調整も行った。

そして、対策本部の各部局の要請に基づき、災害救助法担当として雲仙普賢岳噴火で被災した長崎県から災害対策の実務経験者2人の派遣を受けたほか、1日数百人規模で行われた建築物チェックのために延べ5,000人をこえる専門職員を派遣を受けるなど、適宜、他府県等に職員の派遣要請を行い、その数は最大1日4,000人、2月17日現在、累計101,500人に達した。

また、この間、救援物資の供給業務で大規模かつ継続的な人員確保が必要となったため、自治省消防庁を通じて、消防学校基地等に全国から1日最大100人の派遣を受けるとともに、2月2日、一層本格化する災害対策・復興業務に対応するため、全国知事会(会長東京都知事)に全国レベルでの他府県からの応援を要請した。さらに20日には自治省に対して新年度の災害対策・復興業務のため、他府県からの中・長期的な職員派遣等を要請するなど、継続的な応援体制を整備するために国等の協力を要請した。

(3) 応援職員の環境整備

神戸市内あるいはその近辺における一般の宿泊施設が壊滅的な損害を被った。そのため、他府県からの多数の応援職員及び交通途絶等により通勤困難となった本県地方機関等からの応援職員の宿泊のために県庁舎に近い県立のじぎく会館全館を利用することとし、1月23日に暖房器具や寝具等を搬入し臨時宿泊施設に充てた。また翌24日には応援職員の用務先への交通手段として、自転車100台を確保した。また、2月1日以降、他府県職員の船上宿泊所の利用が可能となった。

Ⅲ 災害応急・復旧対策の内容

1 人命救助・救急活動の展開

〔概要〕

今回の大震災は、県民の生命、身体、財産の被害はもとより、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼしたため、災害対策にあっては、初動活動での被災者の救出・救助をはじめ、生活救援など災害応急対策を緊急かつ総合的に推進することが必要となった。

最優先課題である人命救助、救急活動については、第一線機関である警察、消防がそれぞれ地震発生と同時に、懸命な救急、救命、消火活動を開始し、県災害対策（総合）本部においては、情報収集により全体状況の早期把握に努め、地域防災計画等に基づき関係諸機関の支援を得て、警察、消防の広域的な応援体制の確立、自衛隊の災害派遣要請などを行い、各機関の活動が緊密な連携のもとに総合的、効果的に進められるよう体制を整え、対応を進めた。

警察の主な任務は、生命・身体の保護、治安維持・犯罪予防、交通の確保などであるが、地震発生直後に「災害警備本部」を設置し（県災害対策本部設置に伴い警察本部長が本部員として参加し組織を一元化）、全国の警察組織からの派遣部隊の応援を得て初日から13,000人体制を確立し、被災者の救助活動を開始した。

救出・救助、行方不明者の搜索活動については、消防、自衛隊等と協力して取り組みを進め、依然として行方不明者が50人を超えていた震災10日後には一斉合同搜索活動を実施するなどにより、1ヵ月後の行方不明者は2人となった。なお、行方不明者相談所、外国人相談コーナーを開設して、24時間体制で全国各地からの電話や面接の相談に応じ、相談件数は12,792件であった。

震災翌日には収容遺体が2,000体に達しており、検視班を編成するとともに日本法医学会を通じて立会医師の応援を得て検視活動を行い、全国各地に依頼して柩棺及び遺体保存のためのドライアイス調達に努めた。また、身元不明遺体については神戸と尼崎市内に集中安置所を設け、県警察歯科医師会の協力を得て身元確認作業を進めた。

被災住民のパニック防止や、被災地域の治安維持など県民生活の安全確保の活動については、避難所生活による不在家屋を狙った窃盗事件や災害に乗じた悪徳商法の発生、暴力団介入等の懸念に対応するため、被災の激しい地域での24時間パトロール、移動交番所、警察官と県職員合同の避難所緊急パトロール、防犯協会等によるボランティア防犯パトロールや街を明るくするライトアップ作戦などを実施するとともに、地域安全ニュース（毎日2万部）の避難所への配付等の広報活動を推進している。

また、住民に安心感を与える活動をより効果的に推進するため、2月には地域安全推進本部を設置するとともに、全国の婦人警察官の応援を得て、女性の持つやさしさや細やかな心配りを生かした、のじぎくパトロール隊による避難所等のパトロールと高齢者等へのケア活動を行っている。

交通対策については、道路交通法及び災害対策基本法に基づく緊急物資輸送ルートの確保や交通整理活動を実施している。

消防の主な任務は、市町における火災鎮圧や救助・救急などの防御活動及び県の役割である広域応

援の要請であるが、消火・救助活動については、震災直後より同時多発的に発生する火災(当日183件)や建物倒壊による多数の生き埋め者に対する、被災市町消防職・団員の懸命な活動にもかかわらず、被害箇所が広範囲にわたり、要員や資機材の不足、消火栓の断水、交通渋滞などが重なったため十分に対応しきれないのが実情であった。このため、市町は県広域消防相互応援協定に基づき近隣消防本部へ応援を要請し、また、県災害対策本部としては、消防組織法に基づき消防庁を通じて、神戸・西宮・芦屋市への、他府県の援助隊や消火隊の派遣を、また、ヘリコプターによる救急患者・医薬品等の搬送を要請するとともに、自衛隊の応援を得て活動を展開した。しかし、その活動は困難を窮めたものであった。

自衛隊では、震災直後から偵察活動、出動準備、関係機関との連絡を行い、県の要請により陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊がそれぞれ災害派遣を実施。震災当日に人員3,300人のほか航空機、艦船、車両等の出動部隊の勢力を整え、災害対策総合本部会議にも常時出席し緊密な連携のもとに活動を展開している。

災害派遣の主な内容は、人命救助・行方不明者の捜索、遺体の収容・輸送、損壊道路啓開、医療、入浴支援、救急患者・医師等や救援物資の輸送、給水、炊飯支援、また特に今回は県の要請に基づき、倒壊家屋の解体・ガレキ処理などにも及び、幅広い、被災者に対する生活救援、応急復旧活動となっている。とりわけ、警察、消防と一体になった大規模な行方不明者の一斉捜索や倒壊家屋の解体・ガレキ処理の応援など、これまでの災害派遣にはなかった特筆すべき活動が展開されている。

海上保安庁においては、神戸港等に巡視船艇・航空機を集結して災害応急体制を確立し、救急患者や救援物資、救援活動従事者の輸送、緊急給水、派遣医師等への宿泊施設提供、船舶の航行安全の確保などの活動を行っている。

また、海外からは、スイス災害救助隊(スイス政府)、フランス災害救助隊(フランス政府)イギリス国際救助隊(NGO)の派遣を受け、神戸市・西宮市で捜索活動を行ったほか、世界各国から防水シートやテントをはじめとする救援物資、義援金などの支援を受けている。なお、これらの海外からの支援に対しては、検疫、通関、費用などにおいて関係機関、業者の特別な協力体制がとられた。

なお、建設業界では救助活動等に対し重機配備の作業部隊編成などの応援体制を敷いた。

(1) 警察の活動

ア 警備体制の確立 ～災害警備本部の設置と他府県警察への応援要請等～

1月17日午前6時15分警察本部長を長とする「災害警備本部」を設置して、道路の損壊状況等の調査を実施し、被災地区への車両の乗り入れ防止措置を講じる一方、大阪府警、徳島県警、近畿管区機動隊をはじめ各管区・府県警察及び警視庁レスキュー隊等の応援を得て、被災者等の救助活動を開始した。18日午前0時現在で、他府県等からの派遣部隊約2,500人を受け入れ13,000人の体制となり、以降警視庁及び近畿、中国、四国、九州、中部管区の各府県警察から、自動車警ら隊、交通機動隊、機動捜査隊のパトカー、移動交番車等の応援を受け入れて順次体制を強化した。

また、「行方不明者相談所」(18日)、「外国人相談コーナー」(19日)を開設したほか、警察庁でも19日には「外国からの身分安否照会ホットライン」の設定やNTTの協力を得て「死亡

者リスト照会電話」が開設された。

2月10日には、被災地域の安全を守り被災住民に安心感を与える活動をより効果的に推進するため、安心ニーズ・情報班、安心生活班、特別取締り班等からなる「地域安全推進本部」を設置して、災害警備本部とともに諸対策を強力に推進した。

〔なお、県災害対策（総合）本部設置に伴い、本部員として警察本部長が参加するなど組織を一元化し、総合的・一体的に活動を推進している。〕

イ 救出・救助、行方不明者の搜索活動

① 救出・救助、搜索活動

19日以降には県外からの特別派遣部隊の応援も約5,500人となり16,000人の体制に強化し、消防、自衛隊等と協力し救出・救助、行方不明者の搜索活動の取り組みを進めた。

行方不明者は、18日現在で1,159人にもなりましたが、その後、搜索活動の進展とともに減少していったが、依然として51人の行方不明者がいることから、地震発生10日後の1月28日に警察官約7,000人、自衛隊員約8,000人の15,000人が消防と合同で9警察署管内の被災地において一斉に救出・救助、搜索活動を実施、生存者の救出には至らなかったが、6遺体を発見収容した。

その後も搜索活動を進めた結果、2月17日現在では行方不明者2人となった。

② 遺体の収容、検視活動

震災直後から検視班を編成し、逐次各警察署に派遣した。17日当日の遺体収容数は1,845体にもなりましたが、検視班は班長以下144人の体制となった。

翌18日には、収容遺体が2,000体に達したため柩が不足し、県商工部を通じて全国各地に依頼し柩及び遺体保存のためのドライアイス調達に努めた。また、日本法医学会に検視立会医師の派遣を求めた結果、国内各地の大学から応援が得られた。

身元確認のできない遺体が増加し、18日には78体に達したため、神戸市内の須磨寺及び尼崎市内の円徳寺に身元不明遺体を集中安置し、身元確認作業に当たった。

なお、身元不明遺体の身元確認に重要な働きをする歯の検査鑑定のため、兵庫県警察歯科医師会に協力を要請し、歯科医師の応援を得た。

身元の判明しない遺体の腐敗防止のためには、ボランティアグループの協力を得て防腐措置を施した。

震災から1週間を経た頃から新たな遺体の発見収容は大幅に減少したが、検視班は190人体制で続行した。この間、新たな遺体は焼死が多く、わずかに残った遺骨や遺品での身元の確認は困難を極めた。

なお、被災直後、遺族が警察の検視を経ずに医師の死亡診断書のみで死亡届をし、火葬した遺体について災害死であるとの届け出が各署に相次いだことから、事実調査を行い調査書を作成することとした。

また、1月30日をもって検視立会医師、歯科医師の応援を終了するとともに、2月1日からの検視班を85人体制とした。（2月17日までに検視を行ったのは5,132件となった。）

③ 行方不明者相談所等の開設

被災者の親族、知人・友人等からの安否照会に対応するため、1月18日から24時間体制の行方不明者相談所を開設し、全国各地からの電話相談や面接相談に応じた。

なお、22日からパソコンを導入し処置のスピード化を図ったほか、22日から2月末までの間、全国各都道府県警察の警察総合相談室においても死亡者照会に対応した。

相談のピークは開設5日目（1月22日）で823件（うち相談所を訪れたのは258件）、2月17日までの相談件数は12,792件となった。

なお、警察職員及び被災者等の救急救護のため、1月19日生田庁舎1階に兵庫県警察本部救急救護所を設置して、医師4人、看護婦4人、保健婦3人で24時間体制の診療を始めた。

ウ 県民生活の安全確保 ― 被災地域の治安維持活動

人命救助を最優先するとともに、被災住民のパニック防止と治安維持のため、震災直後から、警察官の2交替勤務体制をとったほか、地域安全ニュース（19日から毎日2万部発行）の避難所への配布・掲示や、全国の警察から約200台のパトカーの応援派遣により、被災地域における重点警戒、広報活動等を推進した。

1月20日からは、24時間パトロールをはじめ、警察官3人、県職員2人による「避難所緊急パトロール隊」によるパトロールを実施するなど県民生活の安全と避難住民の生活ニーズの把握に努めた。また、被災住民の不安を少しでも解消するため、規模が大きい避難所に移動交番車を常駐又は駐留して警戒・広報活動を実施しており、特に、2月10日以降はのじぎくパトロール隊と一体となったきめ細な住民ニーズへの対応を進めている。

① 24時間パトロール活動

避難所での生活を余儀なくされている被災者の不在家屋を狙った窃盗事件や災害に乗じた悪徳商法の発生、暴力団の介入等が懸念されたところから、1月20日、被災の激しい9警察署（東灘、灘、葺合、生田、長田、兵庫、須磨、芦屋、西宮）において、24時間集団パトロールを行うこととした。

② のじぎくパトロール隊による避難所パトロールとケア活動

のじぎくパトロール隊は、長引く避難所生活のなかで、女性の持つやさしさや細やかな心配りなどを生かしながら被災地域の実態や避難住民の要望を把握するとともに、そのニーズを踏まえた地域警察活動を展開するため、全国の婦人警察官の応援も得て、2月10日に150人で発足した。避難所、仮設住宅を中心としたパトロールを行い、高齢者、子供、病弱者等いわゆる災害弱者へのきめ細かな対応なども行っている。

パトロールに際しては、自作の「のじぎくパトロールカード」「のじぎくニュース」等10種の広報紙を作成して、わかりやすい広報に努めており、2月17日までに訪問した避難所は728カ所（延1,051）、561件の要望・苦情に対応している。

また、国際色豊かな地域性を反映して、米国、中国、ベトナム及びタイ等の外国人避難住民にも母国語での相談に応じている。

③ ボランティア防犯パトロール活動

被災商店街や倒壊家屋等の集中する地域において、出店荒し、空巢などの発生により被災住民の不安感が高まったことから、犯罪の未然防止と被災住民の安全のため、1月21日から社団法人兵庫県警備業協会、社団法人大阪府警備業協会、社団法人兵庫県防犯協会、被災地域以外の単位防犯協会等の民間団体を中心として、ボランティア防犯パトロール隊が結成され、交番を拠点にしたパトロールが実施されている。

④ ライトアップ作戦

地震により防犯灯、街路灯が壊れ夜間の通行や市民生活に支障が懸念されたため、防犯灯等の補修整備を関西電力等の関係機関・団体に働きかけ、1月27日から「街を明るくするライトアップ作戦」として、避難所や駅周辺などの優先度の高い地区から順次、防犯・街路灯の設置、復旧を図った。

エ 交通対策

交通対策については、全国警察の協力を得て、①道路交通法、災害対策基本法に基づく緊急物資等輸送ルート確保と対象車両の誘導活動、②広域交通管制を敷いて交通量抑制のため広報活動、③交通安全施設の損壊や道路障害箇所の実態把握と迂回等の誘導活動、④公共輸送用バスレーン確保のための交通整理活動等を実施している。

(2) 消防の活動

消防活動は消防組織法第6条の規定により市町の責任で行うこととされており、県の任務は情報収集や市町からの要請に基づく消防庁への広域応援の要請が中心となる。

17日の震災後は、兵庫衛星通信ネットワーク県庁局の一時不通に加え、通信・事務機器の多くが使用不能となり、また、交通網寸断による対応職員の不足、NTT網の混乱などから、収集できる情報は断片的であった。そのような中で、午前10時に消防庁に県外消防機関の応援を要請するとともに、自衛隊に対しても災害派遣を要請するなど広域的な活動体制を整えていった。

ア 消火及び救助・救出活動

現場では震災直後より同時多発的に火災が発生し、17日中の火災発生件数は183件にのぼった。また、建築物の倒壊により、多数の生き埋め者がでていた。各市町は、消防計画や地域防災計画等により対応に努めたが、被害箇所が広範囲であるため、要員や資機材が不足した。また、水道管の損傷による消火栓の断水や減圧、防火水槽の不足、交通渋滞、消防無線の混信などが重なり、思うにまかせなかったのが実情である。神戸市、西宮市、芦屋市においては、県内外の消防機関及び自衛隊の応援にもかかわらず活動は困難を窮めた。

一方、倒壊家屋が8千棟を越えた淡路島内では、消防本部が地元消防団と協力して救出活動を行い、18時現在で島内の行方不明者は皆無となった。

18日には県と消防庁とを結ぶ防災行政無線も回復するなど、徐々にではあるが情報収集が進み、消防庁、自衛隊及び海上保安庁等と連絡を取りあい、更なる増援を受けることとなったが、倒壊家屋の判明が増大の一途をたどり、依然として要員、救助資機材ともに不足の状態であった。

市町では、消火、救助・救出活動とともに、災害発生の恐れのある危険物施設の防禦や危険区域へ避難勧告を発令するなどの措置がとられはじめ、県からは、「人が埋まっていないことが確認できるまで建物の取り壊しはしないように」との依頼をするなど、人命救助を最優先にした活動を要請した。

延焼拡大する大規模な火災は19日に収まったが、倒壊家屋などを中心に、地震に伴う火災は26日まで発生した。（火災発生状況：11市町260件）

二次災害を未然に防ぐため、市町に対し2月10日には応急仮設住宅、2月16日には避難所の火災予防及び防火管理の徹底について依頼した。

イ 広域的な応援体制の整備

今回の震災では広範囲にわたる建物の倒壊や同時多発の火災のため、消防職・団員の懸命の消火活動及び救助活動にもかかわらず十分に対応しきれず、被災市町は「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づき、近隣消防本部へ応援要請を行い、1月17日には、18消防本部、33隊154人の応援隊が消火・救助活動にあたった。

本県は消防組織法第24条の3に基づき、消防庁を通じて他府県に応援を要請し、1月17日には19都府県、147消防本部258隊1,180人の応援隊が神戸市、西宮市、芦屋市に到着し消火・救助活動を展開した。

また、消防庁に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの出動要請を行い、1月17日には東京消防庁をはじめ9団体9機77人搭乗のヘリコプターが神戸市民防災総合センターを基地として、幹線道路が大渋滞している中、県内だけでなく県外の病院に救急患者を搬送するとともに医薬品及び救援物資等を搬送した。

県内消防団については、県消防学校、グリーンピア三木、県立三木山森林公園に開設した救援物資備蓄基地において、連日150人が物資の仕分けや搬出入の応援にも当たっている。

ウ 自主防災組織の活動

県としては、これまでも自主防災組織の育成強化に努めてきたところであるが、火災や風水害等の災害時には組織的活動が可能な自主防災組織も、この度の震災においては、組織を構成している世帯の多くが被災するという状態となった。

そういう中で、自主防災組織の隊員の中には、平常時に訓練、研修してきたことを生かし地域において率先して初期消火活動、家屋の下敷きになった人々の救出活動等を実施した事例が多数見られた。

今後は、初動期の人命救助、消火活動等におけるコミュニティの役割に鑑み、防災面の県民運動の高揚に努めながら、コミュニティに根ざした自主防災組織の充実に一層取り組み、県民総ぐるみの防災体制づくりに努める必要があると考えられる。

〔広域応援活動の状況〕

広域的な応援活動の体制は、県庁内に設置された「消防庁現地連絡調整本部」の協力のもとに整備されていたが、2月17日現在の状況は次のとおりである。

① 広域航空消防応援（ヘリコプター）

団体数最大時14、応援機数延290機、派遣人員延2,031人（内救助隊員963）

主な活動内容：救急（搬送人員91人）・医師・医薬品・食料・物資・隊員の搬送、偵察

② 救助隊等

団体数最大時36（327消防本部）、応援人員延5,876隊26,001人、車両数延5,866両

主な活動内容：救助、消火活動

③ 消防団

県内消防団員延約64,000人

主な活動内容：消火、捜索、救助、避難誘導、救援物資搬入

(3) 自衛隊及び海上保安庁の活動

ア 自衛隊

自衛隊では、震災直後から偵察活動による被害状況の把握、出動準備、県をはじめ関係機関との連絡を行い、陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊がそれぞれ災害派遣を実施。県庁内に「震災対処自衛隊調整室」を設置するとともに、県災害対策総合本部会議にも出席、緊密な連携のもとに活動を展開した。

出動部隊の勢力は、17日当日は人員3,300人（陸自）、航空機57機（3隊）、艦船15隻（海自）、車両600両（陸自）により救助活動、緊急輸送に取り組み、人員がピークとなった2月8日は、3隊で即応待機等を含め人員約19,800人、航空機167機、艦船12隻、車両約4,330両、1ヵ月間の規模（延派遣勢力）は、人員約543,300人、航空機約3,800機、艦船約490隻、車両約103,400両となっている。

災害派遣の内容は、人命救助・行方不明者の捜索活動、消防活動の協力、損壊道路啓開、被災者の応急診療等医療・衛生活動、救急患者・医師等の人員や救援物資の緊急輸送、給水・炊飯支援、物資提供の他、今回は県の要請に基づき、倒壊家屋の解体・ガレキ等処理などを含め、幅広い、被災者に対する生活救援、応急復旧活動を展開した。

〔1ヵ月間の3隊の主な活動実績〕

①人命救助165人（遺体収容1,236体、遺体輸送394体）、②医療支援17,466人（患者輸送99人うち空輸78人）、③道路啓開34,759m、④炊飯支援55万9千食、⑤給水支援49,670トン、⑥入浴支援187,368人、⑦物資輸送：食料等626万7千食、飲料水等95トン、毛布12万1千枚、援助物資、医療品等42,172箱、資材272トン、⑧人員輸送1,739人、⑨倒壊家屋解体350戸、⑩ゴミ処理等3,944トン

イ 海上保安庁

海上保安庁では、1月17日午前7時第五管区海上保安本部に災害対策本部を設置し、海難発生の有無、臨海コンビナート、港湾等の被害状況調査及び船舶の航行安全の確保を行うとともに、県との連絡調整を行い（県庁内に「海上保安庁連絡調整事務所」を設置）、救急患者の輸送、給水等の業務を開始した。

当日中には、巡視船艇36隻、航空機13機の体制を確立し、1カ月後の2月17日まで全国からの応援派遣を受け投入した勢力は、人員延35,000人、巡視船艇延1,246隻、測量船艇延82隻、灯台見回船艇延61隻、また、航空機延389機に達しており、その主な活動実績は次のとおりである。

① 救急患者の輸送

18日未明、県立淡路病院から県立姫路循環器病センターまでの輸送要請に基づき巡視艇により輸送を行ったのをはじめとして、患者7人、医師等11人の輸送を行った。

② 物資輸送

17日に毛布1,000枚を神戸港から洲本港まで巡視艇により輸送したほか、各府県等からの毛布11,926枚、飲料水78,910ℓをはじめ、多数の食料品、医薬品、生活用品等の救援物資を輸送した。

また、関西国際空港に到着する海外からの医薬品等の救援物資を、巡視船艇・航空機により輸送した。

③ 清水の輸送・供給

17日西宮市鳴尾浜で給水活動を開始したほか、同地区及び六甲アイランド及び深江浜において、巡視船により清水5,658トンの給水を行った。

④ この他、航路障害物の除去作業、危険海域での船舶航行制限、航路標識の復旧等の航行安全の確保や、救援活動従事者等の輸送(637人)、外国及び他府県からの派遣医師等に対する宿泊施設等の提供(宿泊354人、入浴386人)、LPGタンクガス漏洩事故(1月18日)の防除措置、ポートアイランド倉庫火災(1月19日)の消火などにあたった。

(4) 関係団体等の活動

倒壊家屋等の下敷きになっている人々の救助活動には重機配備の作業部隊の応援が必要になると判断し、17日(社)兵庫県建設業協会に対し、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市の7市の地域において、自衛隊等より出動・協力依頼があれば、ユンボ、ショベル、クレーン等を保持してただちに出動できる、実働可能な業者名、機械名、連絡先を記載した名簿の提出を依頼した。

しかし、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市の5市においては、交通事情から対応が困難との回答だったので、大阪府を通じて、(社)大阪府建設業協会に対し同様の依頼を行った。

18日及び20日に県建設業協会から28社、大阪府建設業協会から102社、合計130社の重機配備の作業部隊の準備について報告を受け、そのリスト及び趣旨を自衛隊に通知した。

この他県内・県外の建設業者等から復興作業にあたる建設機械・機材類、輸送車両、オペレータ等の派遣や提供などの応援申し出41件を受け、被災地域のニーズに対応した活用を図るため、その都度、リストを整理して各市町等へ提供した。

(5) 海外からの支援

海外からの支援の受け入れは国際対策部(知事公室)が担当した。救助隊については、警察、消防の第一線機関において救助隊に関する知識・情報の不足、経験等の違いなどもあって受け入れに

とまどいが見られた一方で、農林水産省により犬の動物検疫に特例扱いがされスムーズな入国が可能となった。

また、救援物資についても、大蔵省による通関手続きの簡素化、関税の非課税扱いをはじめ航空・通関業者等の協力による費用の無料化、自衛隊、海上保安庁による輸送、外務省及び在外公館による連絡調整などの協力体制がとられた。

国際的な協力体制について、今回できあがった仕組み等を整理しシステム化しておく必要がある。

ア 救助隊等の人的支援

① スイス災害救助隊

スイス災害救助隊は、スイス政府より派遣を受け、隊員25人と捜索犬12頭で編成され、神戸市灘消防署をベースに、4チーム（1チーム隊員4人と犬3頭）に分かれ神戸市東灘区、灘区、長田区で1月19日から22日まで捜索活動を行った。

この隊は、消防士、医師等がボランティアで登録して活動しており、今回の活動にあたっては、神戸市消防局が現場の案内を、県職員と県・市の国際交流員が連絡調整・通訳を担当し、また富山県の山岳救助犬チームがボランティアでそれぞれ参加した。

② フランス災害救助特別隊

フランス災害救助特別隊は、フランス政府より派遣を受け、隊員60人と犬4頭、自給自足の装備10トンで編成され、西宮市消防局をベースに西宮市、神戸市灘区、兵庫区、長田区で1月21日から24日まで捜索活動を行った。

活動にあたっては、警察本部が現場案内を、フランス総領事館が通訳を担当し進められた。

③ イギリス国際救助隊

イギリス国際救助隊は、NGO（非政府系団体）として隊員15人で編成され、熱感知機、音探査機、ファイバースコープ等の装備を伴い、神戸クラブをベースに西宮市、神戸市東灘区、中央区、兵庫区、須磨区で、1月23日から26日まで捜索活動を行った。

この隊は、2年間の訓練を受けた消防士、医師、エンジニア等がボランティアで参加している。活動にあたっては、阪神大震災地元NGO救援連絡会議のメンバー、英国総領事館、県職員が現場案内等を行った。

なお、これらの救助隊から、帰国に際して一様に、大震災にもかかわらず被災者の沈着冷静な対応、勇気、助け合い、復興にむけての順調な活動等に対する評価のコメントがあった。

イ 救援物資等の物的支援など

救助隊の他にも、世界の37カ国（地域）・6姉妹州省（地方）の政府、民間団体、個人から、水、食料、防寒用衣類などの必需品をはじめとして、防水シート、テントや赤ちゃんの粉ミルク、応急用医薬品などの救援物資及び日系人団体の募集活動等による義援金などが2月17日までに112件寄せられている。

また、姉妹州省の代表、各国の首脳や在日大使からお見舞い状(104件)が届けられている。

2 救援情報の提供と相談活動

〔概要〕

大災害の発生に際し、正確な情報を入手して迅速に県民に伝え、人心の安定を図ることは大切なことであることから、災害対策総合本部において、ラジオ・テレビ・新聞等との連携によりその媒体の活用とともに、被災者をはじめ各方面からの問い合わせに的確・迅速に応えるため、情報センターを設置して窓口を一元化し、また、総合的な生活情報の提供・相談体制の整備を進めた。

新聞・放送との連携については、18日早朝、緊急記者会見を開催して以降、被害状況、避難住民の状況、災害対策総合本部が講じている緊急物資・生活救援・住宅対策、ライフラインの状況等について定期的に発表を行うとともに、地域防災計画による放送協定に基づきNHK、サンテレビ、AM-KOBE、Kiss-FMから定期的に生活情報を発信している。

全国的にも例を見ない臨時災害FM局－復興通信FM796フェニックスは、国の現地災害対策本部からの提案を受け、NHKなどによる放送設備等技術的な支援、番組の企画制作、放送運営にボランティアの参加を得て2月15日開局。

また、紙面によるきめ細やかな生活情報の提供については、震災ニュース（10万部）、ニューひょうご臨時号（12万部）を発行し、避難所緊急パトロール隊・救護対策現地本部との連携により避難住民等に届けている。

なお、余震が続く中、家族や住居を失い不安を抱えている被災者に対し、県等の的確な取り組みを示して不安を解消するとともに、全国への支援要請のため、新聞・放送を通じ災害対策総合本部長（知事）から直接メッセージを発信した。

情報センターについては24日に設置し、各種情報・相談事業との連携により的確な情報提供を行うとともに、いわゆるタライ回しの防止を図るため、他府県職員の応援も得て、24時間体制を敷いた。

センターへの問い合わせは、救援物資、義援金、ホームステイ、ボランティアの申し出から住宅診断、仮設トイレ、風呂、ライフラインへ、さらに罹災証明、融資、義援金支給、交通規制へとその時々の緊急対策等を反映しており、件数は11,384件（2/17現在）となっている。

また、生活情報については、救援対策のホットライン等行政・民間のあらゆる救援活動についてその連絡先などを網羅した情報ファイル、生活再建や救援のための衣・食・住関連の商品・サービスや事業所の対応窓口などぐらしの情報及び相談事例を、NTTファクシミリ等を活用して全避難所に提供する生活情報ファックスネットなどによる提供とともに、相談体制については、生活科学センター等での消費生活・物価に関する24時間体制や、生命保険、損害保険、家電製品の関係業界団体の協力による特別相談（1,615件）、女性センターでの心の相談、弁護士による法律相談、被災者福祉なんでも相談などにより充実を図った。

聴覚障害者への情報提供については、報道機関の協力により主な避難所に専用テレビを設置し、文字放送を行った。

外国人県民への対応については、(財)兵庫県国際交流協会が通訳ボランティアの協力を得て、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語等による緊急外国人県民特別相談窓口を開設している。

なお、海外報道機関からの要請に対し取材協力や情報提供を行っている。

(1) 被災者等への定期的な情報提供

大災害の発生に際し、何よりも求められることは、正確な情報の入手と、その情報を迅速に県民に伝え、人心の安定を図ることである。

しかしながら、このたびの大震災に際しては、発生直後からの停電、電話回線の不通という事態に加え、被災地の交通手段がことごとく寸断され、情報対策に当たるべき要員の確保さえ容易ではなかったが、日を追って職員の勤務体制が整い、情報対策部（知事公室）として、ラジオ・テレビ、新聞等の媒体を活用するとともに広報課の自主媒体として「震災ニュース」を発行し、また「ニューひょうご」臨時号を発行するなど、被災者に向けての定期的な情報提供に努めた。

さらに、2月15日からは、新たに被災者を中心とした県民向け臨時災害FM局を開局し、県や関係市町の生活関連情報を発信し、情報体制の強化を図った。

ア 新聞、放送との連携

1月17日は、災害対策本部として情報の収集さえまなず、県政記者に報道機関からの情報提供を要請する状況でもあった。

18日午前6時20分、知事の緊急記者会見を開催し、県の災害対策本部が講じている措置について県民への周知を図った。以後、災害対策総合本部（18日改組）の会議終了の都度、定例的に被害状況、避難者の状況、緊急物資対策、住宅対策、ライフラインの状況等について、22日までの間は一日に2回ないし3回の発表を行った。

また、県民向けの定時放送としては、地域防災計画による放送協定に基づき、19日中にNHK、サンテレビ、AM-KOBE、Kiss-FMとの協議を整え、20日午後3時45分のNHKラジオ第1放送を皮切りに、順次放送を開始した。スタートはやや遅れたものの、以後、各局とも午前、午後、夕刻の各3回（各回5分間）にわたり、被災者への地域別の生活情報を発信することとなった。

震災後2週目に入り、電気、ガス、水道などライフライン対策等の定例的な発表に加え、政府の現地対策本部の設置、諸外国からの援助、ボランティア活動の概要、政府閣僚の来県、行幸啓日程の概要など多種多様に及んだ。

県民向け定時放送では、県の広報専門員が直接、放送局のスタジオに出向き、あるいは電話インタビューを受ける形でテレビ、ラジオに出演し、県災害対策総合本部をはじめ、各市町災害対策本部からの情報などを発信した。また、NHKラジオセンターやラジオ大阪へ情報提供し、これら各局からも生活情報を発信した。

震災発生後、約半月を経過した31日からは、午前10時と午後7時の1日2回の定例記者発表と、必要の都度行う随時発表との両建てとした。

イ 臨時災害FM局「復興通信FM796フェニックス」の開局

避難所生活を余儀なくされている被災者を中心に、生活救援及び今後の生活再建へ向けた情報

提供体制が強く求められている中、政府の現地災害対策本部から災害情報を専門に放送するFM放送局の開設について提案があり、これを受けて2月1日具体的な検討・協議を開始、県職員4人の専任者と、NHKなどの技術的な支援、ボランティアによる運営体制を整備し、2月15日、全国的にも例をみない臨時災害FM局「復興通信FM796フェニックス」（放送事業者＝兵庫県）をスタートさせた。

放送内容は、国、県、市町の災害対策本部発表等の情報をはじめ、緊急パトロール隊とも連携した取材情報、避難所からのレポート、弁護士、司法書士、医師等の専門家の協力による各種相談など生活に密着した情報となっており、土・日曜日を含む毎日、正午から午後8時までの8時間にわたって放送している。（3月末まで放送）

親局を県庁内に置き、エリアとしては、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、明石市、津名郡3町の8市3町をカバーしている。

なお、番組の企画制作、放送運営には、大学生やプロのアナウンサー等総数では約70人のボランティアが登録・参画しており、自らの被災体験をもとにした企画なども取り入れ毎日平均で約20人が番組制作に参加している。

また、この放送の趣旨に賛同した明石市から尼崎市までの6つのCATV局と2有線放送事業者が再送信に参加している。

ウ 「震災ニュース」の発行など

被災地や避難所の状況が明らかになるにつれ、紙面を活用したきめ細かな生活情報の提供が必要との考えから、「震災ニュース」（県災害対策総合本部からのお知らせ）発行の検討に入った。

情報を必要とする人にタイムリーに届けられるかどうかが課題であったが、避難所緊急パトロール隊や救護対策現地本部との連携により対応することとした。

避難所生活者に必要な情報等を盛り込んだA4サイズ（1～4頁建て）のミニ情報誌として2月1日からスタートし、2月17日までの間に号外を含めて8回発行（各回10万部）した。

また、2月5日には月刊広報誌「ニューひょうご」の臨時号を発行したが、すべての避難所生活世帯に行き渡るよう従来より8万部を増やして12万部とした。

この間、国の各省庁、都道府県に対しても、震災の実情報告と支援の要請のため、A1判カラーの写真ニュース（災害特報）を作成（28日150部）、東京事務所を通じて各省庁に配布し、都道府県会館にも掲示した。

(2) 県民・国民へのメッセージ

余震が続く中、家族や住居などを失ったりして生活に不安を抱いている被災者に対して、県災害対策本部長として、非常時における的確な対応を示して不安を解消するため、NHK神戸放送局と折衝のうえ、18日未明、人命救助への取り組みや食料や毛布の供給等の被災者救護対策、余震に対する注意、全国への支援要請などについて、本部長から直接全国に向け情報を発信した。

以後も、本部長自らテレビ・ラジオ、新聞、雑誌などの取材に応じ、22日のNHKの日曜討論への

出演をはじめ、県民や広く全国民に向けて緊急応急対策を説明し、また、各方面への支援、協力などを呼びかけた。

また、新聞紙面による広報として、2月12日には、全国地域情報発信協議会の協力を得て、全国紙5紙と神戸新聞において、義援金やボランティア活動などへの県民の感謝の気持ちを伝える知事メッセージを掲載し、一層の支援を要請した。

(3) 総合的な情報提供・相談窓口の整備

震災に関して、被災者、一般県民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ・要望が数多く災害対策総合本部に寄せられ、それらに的確、迅速に応えるために、情報対策部（生活文化部）において、総合的な情報提供および相談窓口の整備を図った。

ア 情報センターの設置 — 情報窓口の一元化 —

県民等の問い合わせなどに対応する主な窓口としては、震災直後から総合本部室（庁議室）、同事務局（消防交通安全課）、情報対策部（広報課）などがあつたが、各部の情報・相談事業との連携と効果的な情報提供のため窓口を一元化し、1月24日に「情報センター」を設置した。

昼間（9:00～17:00）には、生活文化部職員9人と他府県応援職員4人の計13人、夜間（17:00～9:00）には、生活文化部職員5人を配置し、日々最新の情報・資料の収集、データ更新を図りながら、8回線の電話を設置し、土・日曜日を含め24時間体制で対応することとした。

設置当初は、県の窓口が明確でない問い合わせや、市町業務についての問い合わせなども多く、膨大な件数の対応が連日深夜にまで及びフル稼働した。

スタートの週（1/24～1/29）の問い合わせ等の件数は、1日平均770件で、援援物資、義援金、ホームステイ、ボランティアの申し出等とともに、住宅診断、仮設住宅、仮設トイレ、風呂、交通、ライフライン等に関する問い合わせが加わっていった。

この間、各機関が独自に被災者等への各種情報の提供に取り組み始めたが、その主なものは、県立女性センターの「情報ファイル」（1月24日刊行）、県立神戸生活科学センターの「生活情報ファックスネット」（1月30日刊行）、広報課の「震災ニュース」（2月1日刊行）などである。

震災から第3週（1/30～2/5）に入ると、問い合わせ件数は1日平均360件程度となり、救援物資等の申し出が大幅に減少し、仮設住宅、交通、ライフラインの問い合わせも減少するなか、状況が少しずつ落ちつきつつあることが伺えた。

この頃、震災関連の全庁の対策についての実施体制が整い、それぞれの相談窓口等も明らかになったので、相談窓口一覧表や「情報センターマニュアル」を作成し、いわゆる相談のタライ回しの防止に努めた。このようなマニュアルをあらかじめ準備できれば、当初から円滑な情報提供が可能になったものと思われる。

第4週（2/6～2/12）の問い合わせは、平日で1日平均200件、土・日曜日はその半数程度となったが、罹災証明、融資の具体的な手続に関する相談が増加した。また、マスコミ等からの

被害状況、被害総額の問い合わせも依然として目立った。

第5週以降も、1日平均150件と件数は減少したが、義援金等の支給や交通規制など、そのときの緊急対策に係る問い合わせが増加した。（2月17日までの問い合わせ件数は11,384件となった。）

情報センターは、即答できない問い合わせには関係機関へ確認・調査のうえで回答するなどの対応により、概して県民に好評であったと考えているが、各部局等の個別相談窓口の全容把握が早期にできなかったことが反省点であり、今後いかなる災害発生時にも対応できるような情報の収集・整理・提供のネットワークづくりが必要である。

イ 生活情報の提供、相談体制の整備

総合本部の各部においてタイムリーな情報提供や専門相談を実施して被災者、県民のニーズに対応しているが、その内容はそれぞれの対策のところで記述されるので、ここでは、生活全般に関する特色ある情報発信、相談について取り上げる。

① 情報ファイル

各対策のホットライン、福祉、心のケア、法律・税金、医療保健、労働、融資・生活資金、住宅、家屋解体・撤去、教育、外国人等の項目に分類して、行政・民間のあらゆる救援活動や生活情報についてその概要、実施機関・団体、連絡先等を網羅したもので、県立女性センターが1月24日から発行し、県・市町の災害対策本部の窓口や救援活動担当者の必携資料として活用されている。（2月4日までは毎日、それ以降は週3回発行）

② 生活情報ファックスネット

多くの県民が住居を失うなど、新聞やテレビ等通常の情報源から必要な情報を十分入手できない状態にあるため、県立神戸生活科学センターにおいて生活再建や救援のため、金融（融資、保険）や衣・食・住関連の商品・サービス情報、各事業所の相談対応窓口情報など幅広いくらしの情報を、具体的な相談事例やわかりやすい解説をあわせて、NTTの協力を得てファクシミリを活用するなどにより20市町の避難所約1,100ヶ所等に提供。1月30日から毎日1回、4月末まで実施。

なお、県立生活科学研究所では、「ポートアイランド生活情報」を1月28日作成して6,500戸に全戸配付。ライフラインの復旧状況、交通アクセス、各種相談や病院の診療時間等の情報提供を行った。（3月15日最終号まで11回発行）

③ 消費生活特別相談

県立7生活科学センターにおける通常の消費生活相談及び物価ダイヤルの受付・処理を24時間体制に強化するとともに、保険金の支払いに関する問題や被災家電製品の感電・発火など二次災害の不安が生じるなか、専門性の高い生命保険、損害保険、家電製品の3項目について、1月24日より県立神戸生活科学センターにおいて、関係業界団体等の協力により月曜から金曜まで消費生活特別相談窓口を開設した。（2月17日までの特別相談件数は生命保険147、損害保険549、家電製品919で計1,615件となっている。生保と家電は3月末、損保は4月末まで実施）

また、同センターにおいて、借地借家契約、マンションの修復、壊れた家屋や家財の損害補償等法律的専門知識を必要とする消費生活相談に対処するため、2月6日から18日までの期間、国民生活センターの協力を得て、弁護士との面談による特別相談窓口を開始した。（相談件数328件）

今後、この相談結果等をもとに、「生活科学レポート」震災特集号の発行や、震災とくらしをテーマにした「消費者セミナー」の開催などによる啓発事業を実施することとしている。

④ 心の相談・法律相談

被災者の心の悩みに対応するために、県立女性センターにおいて、1月23日から土曜・日曜を含めて毎日心の相談などの総合相談を受け付けるとともに、震災に関する情報提供を行った。

特に、解雇・賃金未払いや借家・借地問題など法律に関わる相談に応えるために、1月30日から2月10日の間、月曜から金曜の10時から15時まで、弁護士による電話法律相談を実施したが、連日多くの相談があり、3月末まで週2回の電話法律相談を継続することとなった。

この1カ月間の県立女性センターの相談件数は2,450件（1日平均約95件）にのぼり、相談のピークとなった1月30、31日には、1日に約250件前後の相談が殺到し、女性問題カウンセラー5人をはじめとする職員がその対応に追われた。

相談内容としては、震災直後は、地震の恐怖からくる虚脱感や不眠、身内を亡くした絶望といった個人的な悩みが中心であったが、2月に入ってから、長引く避難所生活のストレスや、地震後に避難してきた親族との慣れない生活により生じる人間関係のトラブルを訴えるものが増えた。

⑤ 被災者福祉なんでも相談及び聴覚障害者への情報提供

（内容は生活救援部（福祉部）が担当、生活救援対策に記載）

ウ 外国人県民への対応

（財）兵庫県国際交流協会が行う外国人県民への生活情報の提供及び相談業務については、所在する神戸交通センタービル（三宮）の損壊のため、震災直後対応できなかった。

そのような中、1月19日に、県警が生田庁舎内に外国人相談コーナーを設け、英語、中国語、ハングル、スペイン語による外国人県民の安否確認を中心とした24時間体制の相談を開始した。20日からは、災害時における放送要請に関する協定に基づき、K i s s — FMにおいて英語による外国人県民向けの震災情報を提供することとした。

24日に（財）兵庫県国際交流協会が神戸クリスタルタワー5階に移転し、通訳ボランティアの協力を得て、英語・日本語による「緊急外国人県民特別相談窓口」を開設した。また、外国人県民が母国の家族等との連絡ができるようKDD神戸支店の協力により、この窓口に海外向け無料電話を設置した。

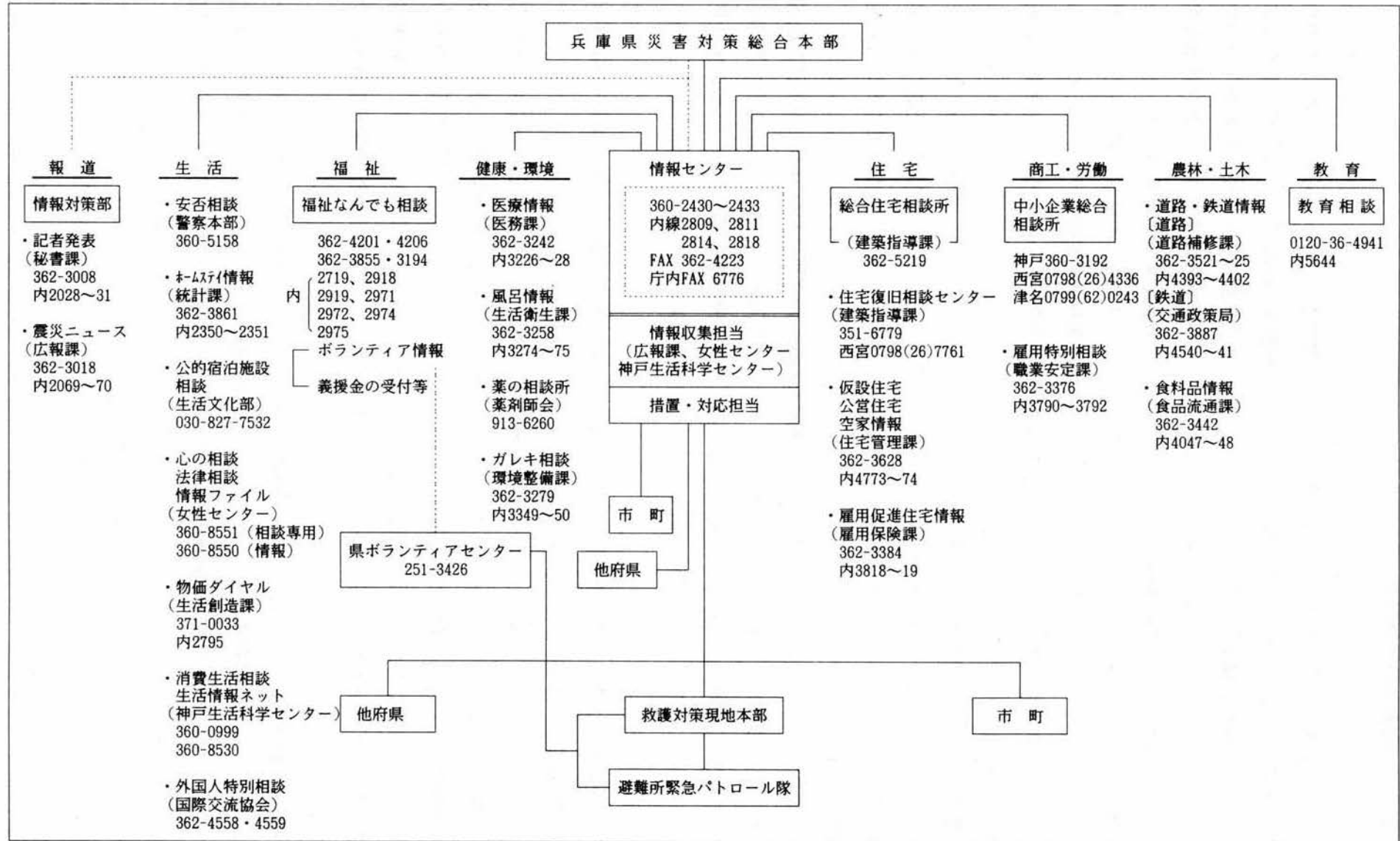
さらに、27日には、中国語、ポルトガル語、スペイン語による相談体制を整え、また、2月6日からは、特に専門的な対応が要求される法律と労働の分野での専門相談を開始した。なお、2月17日までの緊急相談窓口における相談件数は645件（1日当たり約26件）となっている。

(4) 海外報道機関への情報提供

大震災は、海外の報道機関にも強い関心をもたらしたが、惨状の取材をはじめとし、行政の救援・救護に対する初期対応やライフライン、道路交通網などの復旧、復興に向けての取り組みなど、災害に関するあらゆる面の取材活動が行われ、総合本部にも取材協力などの要請があった。

1月20日にCNNヘスイス救助隊の活動情報を提供、22日にタイ国営放送の被災状況取材に協力したのをはじめ、震災1カ月の間にロイター通信、AP通信、韓国文化放送、BBC放送、ワシントンポストなど21社から知事へのインタビューや資料請求、被災地関連の照会などがあり、情報対策部・国際対策部（知事公室）でそれぞれ対応した。

兵庫県災害対策総合本部 情報機能



〔備考〕 市外局番の表示のないのは神戸「078」、「内」は県庁（代表078-341-7711）の庁内番号を表示

3 避難所、避難住民救援活動

〔概要〕

家屋の倒壊や焼失、ライフラインの断絶、余震に対する不安などから避難住民は増加し、23日に避難所数は1,100カ所を避難者数は31万人を超えた。避難所の課題は、水・食料や毛布等の生活必需品の確保から、温かい食事や下着類、医薬品、入浴へ、さらに精神的不安定を訴える人へのケア、プライバシーの保護、心身リフレッシュなどの質的向上対策へと移ってきたが、災害対策総合本部では、このような課題に対し、市町や関係機関との連携により救援活動を展開している。

地震発生直後の神戸市内では、学校等の避難所に入りきれない住民や、家屋倒壊、余震により屋内生活に恐怖心を持った住民が、厳しい寒さのなか公園等屋外で野宿をする状況となっており、19日に週末が雨との天気予報が出されたこともあって、屋外避難住民への対応を急務として自衛隊の協力を得て野外テントを設営した。

被災住民の実態把握は必ずしも十分でなく、必要な救助が円滑に実施されない状況で生活への不安が募るなか、避難住民の安全確保や実態把握、要望等への対応、弱者救護、迅速な情報提供等のため、20日避難所緊急パトロール隊を編成するとともに、22日には総合的な支援拠点として救護対策現地本部を設置した。

救護対策現地本部は、被災規模の甚大な神戸市内5、西宮及び芦屋市内に各1計7地区に設置し、本部員（県職員）と医療班、ボランティアスタッフ（各地域の婦人会、民間企業社員等）で構成され、被災住民からの相談・要望への対応、医療相談・診療、避難所緊急パトロール隊の集結基地、ボランティア活動の支援を中心に活動を展開し、1ヵ月間の活動は、相談3,415件、医療7,784件、ボランティア活動2,097人となっている。

この本部ではまた、ホームステイや公的宿泊施設等の斡旋受付、近畿・中国・四国ブロックの公営住宅斡旋受付の窓口が開設されている。

避難所緊急パトロール隊は、県職員と警察官合同でパトロールカーを使って神戸・西宮・芦屋各市の避難所を巡回パトロールするもので、スタートから3日目に100班体制を確立した。当初は、相談や緊急要望への対応、避難住民の実態や救護対策の問題点の把握、県・市等への緊急対策等の手配要請を中心に活動し、生活必需品が充足しつつある段階から、安全確認、弱者救護、情報提供へと重点を移してきた。2月17日において、延約14,000人のスタッフによる巡回避難所は延17,676カ所となっている。

温かい食事や風呂など少しでも生活環境の備わった場所で避難生活を過ごしてもらおうと、勤労者福祉施設、青少年活動施設等の公的宿泊施設、集会施設など宿泊可能な公的施設を2次的避難所として、また、旅館等民間宿泊施設を高齢者や障害者等健康面での不安の大きい避難者を対象にした特別施設として斡旋を行うとともに、ホームステイの受け入れ家族を募ることとした。

公的施設で181施設約9,000人の受け入れが可能となり、ホームステイも県内外から約11,750件の協力申出があったが、避難住民の多くが、家族全員での住宅への移転希望や家の近くを離れたくない等の理由から、このような一時的な宿泊施設の利用は予想に反して少なかった。

避難生活の改善については、生活衛生等の対策として、入浴、洗濯、炊き出し、食品衛生、また心身リフレッシュ、被災地の動物の保護などに取り組んでいる。

入浴対策については、被災者（概ね100万人）がせめて1週間に1回は入浴できる機会を設けるため仮設風呂の設置等に取り組むこととし、水道復旧の遅れや飲料水確保の優先、給水車確保の難しさ、排水・配電工事の調整に手間取ったりという状況ではあったが、29日宝塚市内で利用開始したのをはじめ、自衛隊の協力も得て、仮設風呂83基、また温水シャワー189基を設置している。また、入浴可能な浴場やゴルフ場浴場等の開放状況を調査してお風呂情報を作成し緊急パトロール隊により全避難所に配付した。なお、身体の不自由な方については社会福祉協議会等が移動入浴車などにより対応している。

避難生活も1週間以上経過すると下着類の洗濯が必要となってきたが、日本電機工業会から洗濯機の提供を受け、自衛隊による搬送協力も得ながら、洗剤とセットで北淡町・伊丹市をはじめ1,000台を設置した。また、水道の復旧していない地区を中心に、県クリーニング環境衛生同業組合等による無料洗濯サービスが行われている。

炊き出しは、地域防災計画による救助対策の1つであるが、緊急パトロール隊による避難住民実態調査結果を基に実施場所を決め、県食肉事業協同組合、県調理師団体連合会等の協力を得て、49カ所で約5万食の温かい食べ物を提供した他、生活改善実行グループ、日赤奉仕団等による炊き出しも行われている。

また、水と熱源の供給のない条件下での食生活において、食品衛生の確保は大切なことであることから、県内外の保健所職員により、避難所で配付される弁当の衛生確保及びボランティアによる調理に対する衛生指導を重点に巡回指導等を行った。

心身リフレッシュ対策については、市町が主体となって温泉地等に避難者を1泊2日で受け入れるリフレッシュの旅を実施することとなり、受入15市町で旅行企画を策定しているほか、県立ピッコロ劇団による被災者激励活動がスタートした。

このほか、各種救援物資の提供、社会的弱者の救護、児童こころの相談、医療救護班の派遣、仮設トイレの設置、携帯ラジオの提供など様々な取り組みや、県民運動実践グループ等による支援活動が展開されている。

なお、避難所生活の中長期化に伴い、生活の場としての環境整備や生活再建への支援が重要な課題となってきており、市町や関係機関との連携・協力のもと、諸課題に対応する救援活動を展開していくこととしている。

(1) 避難所・避難住民の状況

震災による家屋の倒壊や焼失、ライフラインの断絶、余震や2次災害への不安などから避難住民はどんどん増加し、ピーク時の1月23日には避難所数1,153カ所、避難者数316,678人に達し、その規模は明石市、宝塚市といった中都市の人口を上回るものとなった。

その後、余震の回数の減少、避難勧告の解除、電気・水道の復旧、2次的避難所のあっせん、仮

設住宅の建設、その他各種生活支援対策の実施、自力による住居の確保等により、漸減傾向にあるが、1カ月後の2月17日においても、961カ所、209,828人が避難所生活を余儀なくされている。

避難所の課題は、当初は水、食料や毛布、衣料品等の生活必需品、トイレなどの不足であったが、次第に暖かい食事や下着類、風邪薬等の医薬品、入浴などに移っていった。

一方、高齢者等を中心に、体の不調、精神的不安定を訴える人が増えてきており、それに対するケアとか、住宅等の情報の充実、プライバシーの保護、心身のリフレッシュ等、避難所生活の質的向上対策が重要になってきた。

また、避難所生活の中長期化に伴い、避難所の「生活の場」としての環境整備や、今後の生活再建への支援などが課題となってきており、市町や関係機関との連携・協力のもと、救援活動を展開して行くこととしている。

〔震災以降のデータの推移〕

項 目	1 / 1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
避難所数	984	998	1,079	1,097	1,153	1,138	1,127	1,127
避難者数	274,780	282,756	311,476	297,313	316,678	307,022	291,147	295,696

2 7	2 8	2 9	3 0	3 1	2 / 1	2	3	4
1,120	1,088	1,068	1,045	1,035	1,037	1,027	1,018	1,019
284,575	274,999	268,874	270,686	264,141	260,698	257,512	250,067	246,557

5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1 3
1,033	1,029	1,003	1,003	996	995	989	987	975
246,871	239,271	230,651	227,560	226,122	223,919	222,564	222,528	218,724

1 4	1 5	1 6	1 7
970	964	966	961
215,745	213,379	212,515	209,828

(2) 避難生活の総合的な支援

30万人を超える被災者が避難生活を強いられる中、被災住民の実態把握は必ずしも十分でなく、食料や物資の供給等、必要な救助が円滑に実施されない状況で、被災住民は生活への不安を募らせていた。

これら避難住民の安全確保、要望・相談への対応、弱者の救護及び情報提供のため、緊急救援活動部（生活文化部）では、1月20日から県職員と警察官の合同による「避難所緊急パトロール隊」を編成するとともに、同パトロール隊とも連携しながら、被災住民の緊急な生活、医療等にかかる総合的な生活支援を行うための拠点として、22日から「救護対策現地本部」を7地区に設置した。

ア 救護対策現地本部の設置・運営

地震発生直後の神戸市内では学校、公民館等の避難所に入りきれなかった住民や、家屋の倒壊と度重なる余震のなか屋内生活への恐怖心を持った住民が、厳しい寒さにもかかわらず公園等の屋外で野宿をする状況となっていた。

19日の週間天気予報で22日が雨との予報が出されるなど、屋外の避難者への対応が急がれたため、20日、野外テントの設置について検討を始めるとともに、市に照会して、18カ所4,450人の避難者を確認した。翌21日、自衛隊にテントの設営を要請する一方業者発注を行い、避難者が野宿していた11カ所に設営した。（31日までに神戸市内27カ所522張設置）

また、被災規模の甚大な神戸市内に5カ所、西宮市及び芦屋市内各1カ所の計7地区に、避難者に対する総合的な支援対策を行う拠点となる「救護対策現地本部」を22日午前10時から開設することを決定し、その準備に取りかかった。

21日深夜からテントの設営、電気・電話工事の発注、必要備品類の調達、現地本部駐在職員及び医療班の編成等、現地本部開設にかかる一連の作業に入ったが、業者の手配の混乱、交通がマヒ状態にあるなどにより難航を極めた。また、芦屋地区においては、予定地の芦屋大学総合グラウンドが液状化現象により代替地の確保が急務となった。

22日、芦屋地区を除く6地区については、予定通り救護対策現地本部を開設。現地本部員3人と医師、看護婦からなる医療班で構成された現地本部は、テントと机・イスに携帯電話が1本で、雨が降り、暖房器具も寝具も無い中、24時間体制の活動が始まった。また、地区によっては地元の市や自治会との調整に手間取り混乱が重なった。

この日だけで6地区合わせて相談・苦情等の件数が125件、診療件数は167件に及んだ。

芦屋地区の代替地の選定が難航したが、
松浜（芦屋）公園に23日に開設した。

24日からは各現地本部に3人が増員され
現地本部員は6人となり、また、この頃から
電話の増設、自転車の配置、FAXその他
設備類もしだいに充実してきた。

また、25日にはホームステイの斡旋受付
及び公的宿泊施設等の斡旋受付の窓口が併
設され、新たに5人がこの事務にあたった。

〔各地区医療チーム〕

東灘地区	県立尼崎病院
灘地区	自衛隊医師団
中央地区	県立加古川病院
兵庫地区	県立柏原病院
長田地区	県立成人病センター
西宮地区	自衛隊医師団
芦屋地区	福井県医療団

さらに、28日からは近畿・中国・四国3ブロック各府県の公営住宅の斡旋受付窓口が開設。3ブロックから3人ずつ計9人の他府県職員の応援体制が敷かれた。この時期、救護対策現地本部を中心とした救助活動機能は急ピッチで拡充されていった。

この間、婦人会、ボーイスカウト・ガールスカウトをはじめとする多数のボランティアが参加し、その活動は、現地本部の手伝いや近隣避難所での炊きだし、掃除、物資の整理等に献身的な活躍があった。しかし、地区によっては1避難所で複数のボランティアが同じ活動をするなど問

題もあった。

機能が拡充されるに従ってテントの増設が必要となったが、敷地に余裕がなく空き地を見つけて設置せざるを得なかったため、現地本部テントの一体的な整備ができない地区もあり、訪れる被災者の利便性に課題を残している。

なお、長田地区については、交通事情、敷地の狭さ等の問題から28日に真野公園から県立文化体育館東側に移転した。

この長田地区新本部には、本部用テントのほかに、カナダ政府から供与のあったドーム型テントを2基設置し、うち1基は医療チームの診療所に、残り1基は物資保管用として利用した。

〔現地本部設置場所〕

東灘地区	野寄公園（東灘区本山西岡本3丁目）
灘地区	浜田公園（灘区浜田町2丁目）
中央地区	宮本公園（中央区宮本通3丁目）
兵庫地区	門口公園（兵庫区門口通2丁目）
長田地区	県立文化体育館東側 （長田区蓮池町1丁目）
西宮地区	安井小学校グラウンド（安井町1丁目）
芦屋地区	松浜（芦屋）公園（浜芦屋町5丁目）

ドーム型テントは29日に中央地区現地本部にも設営され、医療チームの診療所として活用したのをはじめ、以後すべての現地本部に1基（西宮地区は2基）を設置、東灘地区は医療チームの診療所、灘地区と西宮地区は避難所、兵庫地区と芦屋地区は避難者の集会施設としてそれぞれ利用するなど、現地本部の運営にあたり重要な役割を果たした。

〔救護対策現地本部の機能〕

- ・被災住民からの相談、要望への対応
- ・被災住民に対する医療相談、診療の実施
- ・緊急パトロール隊の地区集結基地
- ・ボランティア活動に対する支援

29日に、7地区合わせて243件とピークに達した現地本部への苦情・相談件数は、30日以後徐々に減少の方向に向かった。被災住民は多少落ち着きを取り戻し始めたものの、この頃から要望が多様化し、食料、衣料品等の緊急的物資の要望から、仮設トイレ・仮設風呂の設置、仮設住宅の入居に関することなど広範囲に及び、現地本部員はこれらの窓口の紹介等に追われることとなった。

被災住民からニーズの高い住宅問題の相談については、中央地区、長田地区、西宮地区の各現地本部において2月6日から11日まで、岡山・大阪両弁護士会の協力を得て家屋倒壊によって生じる借地、借家の問題を中心とした法律相談を実施した。

このほか、民間企業の社員が現地本部の業務支援を行ったり、カナダテント内で子ども向けのイベントが実施されるなど、多種多様なボランティア活動が行われている。

14日から16日にかけて東灘地区、灘地区、中央地区、長田区、芦屋地区の各現地本部で米軍テ

ント合計27張が嘉手納基地の在日米軍の協力により設営され、東灘地区と芦屋地区はボランティア用に、灘地区と長田地区は避難所、中央地区では物資保管用にそれぞれ活用された。

この時期の現地本部は、避難住民からの多様な要望に対応し、現地本部の医療班と他の救護所との役割分担の調整、ボランティアの活動場所のコーディネート等、その活動が最も活発な状態にあった。

2月17日までの現地本部での相談等の件数は3,415件、医療等の件数は26日の547件をピークに7,784件、ボランティア活動は28日の181人をピークに2,097人となっている。

イ 避難所緊急パトロール隊の実施

震災に即応して編成された「避難所緊急パトロール隊」は、1月20日に発足し、震災による被害の大きかった神戸市、西宮市、芦屋市の避難所、避難住民を対象に巡回パトロールを行った。パトロール隊は、県職員2人、警察官3人がパトロールカー1台に乗車し一班を構成した。初日は33班でスタート、2日目50班、3日目からは100班(500人)体制として、概ね各班1日8カ所の避難所を目途に巡回することとした。

パトロール隊は、各救護対策現地本部(現地本部が設置されていない区は、各警察署)を発着の基地とし、午前10時から午後6時まで、各避難所の巡回を行った。県職員のパトロール隊員は、3日クールで入れ替えたので、3日ごとに「業務マニュアル」に基づく説明会を各救護対策現地本部で行った。また、パトロール隊員は、制服上着、腕章、名札を着用し、更に携帯電話(携帯電話事業者の協力等)、ハンドマイクを携帯して、外見からも避難住民に安心感などを与えるよう努めた。

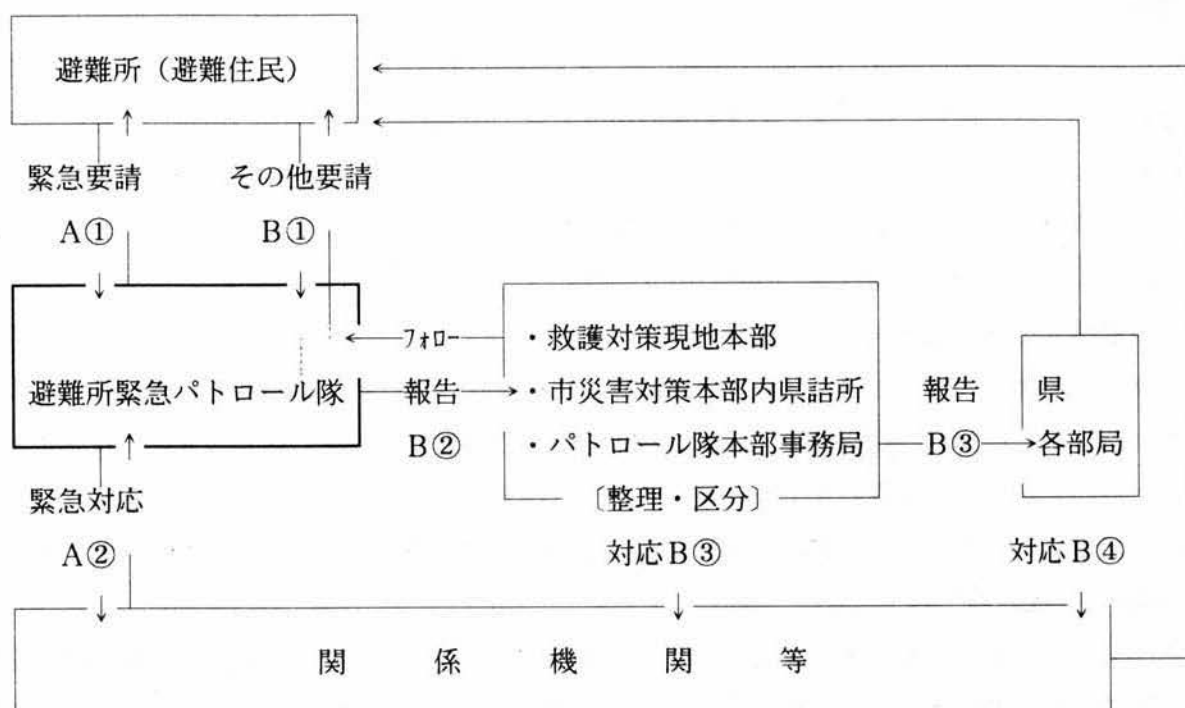
パトロール隊の任務として、当初、①避難住民の苦情相談や緊急要望への対応、②避難住民の実態・動向及び救護対策等問題点の把握、③緊急対策等についての県・市の関係機関への手配要請などを中心に活動してきたが、生活必需品が概ね充足し、避難所が徐々に落ちついてきた段階で、その任務の重点は、①避難住民の安全確認、②弱者の救護、③情報提供の強化へとシフトした。

避難住民から緊急要請やその他の要請(緊急を要しないと思われるもの)があった場合は、避難住民の要請等への対応フロー図により措置した。

すなわち、

- 緊急要請 ——— パトロール隊員が直ぐに関係機関へ対応を依頼して措置
- その他の要請 — パトロール隊員の報告を受けたパトロール隊本部事務局が関係機関に依頼して措置

〔避難住民の要請等への対応フロー図〕



〔実施状況〕

項 目	一日当たりの数			延 べ 数				巡 回 し た 避 難 所 の 数 （延べ数）
	班	警察官	県職員	班	警察官	県職員	合 計	
神 戸 市	75	225	150	2,023	6,069	4,046	10,115	13,006
西 宮 市	20	60	40	556	1,665	1,110	2,775	3,294
芦 屋 市	5	15	10	204	606	405	1,011	1,376
合 計	100	300	200	2,783	8,340	5,561	13,901	17,676

(3) 一時的な宿泊施設の確保

倒壊・焼失家屋がきわめて多く生じ厳寒期の中での避難生活が長期化することが予想され、また、うち続く余震に不安を訴える避難住民が多く見られた。

このため、緊急住宅対策部（企画部・生活文化部）では、余震の不安がなく、温かい食事や風呂など少しでも生活環境の備わった場所で避難生活を過ごしてもらうため、勤労者福祉施設、青少年活動施設等の公的宿泊施設や低料金で協力してもらえる旅館・民宿等及び例えば住民集会施設など、本来は宿泊を目的とするものではなくても、それが可能な公的施設を活用することとし、仮設住宅等への入居までのいわば「2次的避難所」として希望者にあっせんを行うこととした。

また、頼るべき親類縁者がいない避難家族を、あるいはそのうちの老人や乳幼児を抱えた母親、子

ども、受験生などを一時的な「家族」として受け入れていただける家庭を募り、ホームステイしてもらうこととした。

ア 公的宿泊施設、公的施設

1月19日、各県民局などを通じて県内の受入れ可能な宿泊施設の調査を開始、翌20日からは近隣府県に対してもリストアップを依頼した。

この間、実施方法については、神戸市、西宮市、芦屋市では、各市の災害対策本部が緊急対策に追われている実情を勘案し、直接県で行うこととし、緊急パトロール隊員を通じて施設リストや申込書を避難所に配布、翌日、パトロールの際回収し、入所者を決定することとした。また、その他の市町については、施設リストを送付し各市町で斡旋することとした。

1月23日、西宮及び芦屋両市において、施設リストや申し込み用紙を配布し、翌日に申込書を回収したところ、予想に反して、11家族、18人の応募しかなかった。

25日には、入所を開始したが、以後は常時、救護対策現地本部で申し込みの受け付けをすることとした。同時に、建物の損壊した神戸市内の2施設を除く県内8カ所の公営国民宿舎をはじめ、近傍府県の国民宿舎主管部局に対しても環境庁自然保護局施設整備課を通じて協力を依頼した。

入所のための交通手段については、当初バスの借り上げによる方法を検討していたが、市町との協議の結果受け入れ施設所在地市町のマイクロバスや、タクシーの借り上げ等により対応することとした。27日には、神戸市内でも、斡旋を開始した。

また、施設の使用料等は、この措置が仮設住宅等への入居までの間の「2次的避難所」であることから、本人の負担は、原則としてないものとし、一日あたりの食費が1,500円を超えるものについて、超える部分のみを負担していただくこととした。

こうした中、2次的避難に対する被災者のニーズを把握するため、1月28日～29日の両日、職員600人（県200、県内市町200、大阪府200）を動員し、西宮及び芦屋市の避難所において、約11,000世帯を対象にアンケート調査を行った。回答回収率は約50%で、結果としては、2次的避難希望約1,800世帯のうち、「家族全員」で「県内」の「住宅」へ移ることを希望する世帯がほとんどで、公的宿泊施設及びホームステイ希望は約200世帯であった。

なお、この調査により、公的宿泊施設及びホームステイを希望された方には、2月5日、個別にあっせんの案内を行った。

一方、この間、約4,500人が屋外テントなどで避難生活を送っていることから、大阪府より提供の申し出のあった高校体育館等を各市に紹介したが、避難者の多くが、家の近くを離れたくないこと等の理由により、希望はなかった。

2月に入り、心身のリフレッシュのためにも、1泊から2泊のショートステイを勧めたこともあり、公的宿泊施設利用者は、少しずつではあるが増加の傾向を示した。

また、長期利用者のためには、「震災情報」を継続して提供するとともに、大部分の施設について3月末まで利用延長していただくこととした。

2月9日からは、ホテル、旅館等民間宿泊施設（6施設）を特別あっせん施設として、高齢者

や障害者等、特に健康面での不安の大きい者を対象に受け付けを開始した。これらを含め、2月17日現在で、あっせん施設は181施設で約9,000人の受入が可能となり、利用状況は、339家族849人となっている。

なお、直接他府県の公的宿泊施設に入所したケースで、当該施設が県の2次的避難場所として位置付けられていなかったため、食費が一部有料だったとの苦情があり、スタートの際の情報収集・情報提供の徹底ということを今後の反省点と考えている。

イ ホームステイのあっせん等

1月20日、ボランティアによるホームステイの受け入れ家庭を募ることとし、同日夜、報道機関を通じ呼びかけたところ、同夜から受付窓口（企画部、県民局、県民サービスセンター）に電話が殺到し、県内外から多数の協力の申し出があった。

25日から、緊急パトロール隊員により、各避難所にホームステイの案内を掲示、各救護対策現地本部及び尼崎、伊丹、宝塚、川西並びに淡路地域の市役所等であっせんを開始した。

1月31日に受け入れの申し出・受け付けを一応終了したが、約11,750件の申し出があった。しかし、2月17日現在、成立したのは38家族85人のホームステイに止まっている。

受け入れ側にも「子供のみ預かる」「受験生を」「母子家庭を」といった条件があり、しかも全国（一部は海外からも）にわたっていたことから、きめ細かな条件設定や分類、検索システムを用意しておけばより効率的であった。

(4) 避難生活の改善

ア 生活衛生

① 入浴対策（仮設風呂の設置等）

家屋倒壊やライフラインの断絶などにより、公衆浴場を含め、人が清潔な生活を送る上で欠くことのできない入浴ができない状況となった。

このため、緊急保健医療対策部（保健環境部）では、避難生活者を主とした被災者（概ね100万人）がせめて1週間に1回は入浴できる機会を設けるために、県による仮設風呂及び温水シャワーと自衛隊による仮設風呂の設置を行うこととし、あわせて公衆浴場などの入浴可能施設の把握に努めた。

19日以降、日本赤十字社をはじめ、レンタル業者に依頼して早期実施の可能性を検討した。

21日には、具体的な入浴計画の策定に着手し、実施日程や実施場所の選定、避難所への受入れ準備体制の要請等を行うとともに、利用可能な公衆浴場等の調査を実施したほか、自衛隊より仮設風呂設置の申し出があり、実施場所の選定も開始した。

24日には自衛隊による仮設風呂が新港第1突堤で利用が開始され、以降27日までに合わせて10カ所に設置された。

一方、県が設置する仮設風呂等については、市の要望により芦屋市及び宝塚市は1カ所に集中することとし、神戸市は管理等の問題から避難所となっている学校を受入施設とし、できる

だけ多くの方が入浴機会を得られるよう半径約 500m程度の範囲を考慮して設置するよう場所を選定した。しかし、水道の復旧状況が当初の見込みから大きく遅れ、風呂等の生活用水より飲料水の確保が優先され、また、水があってもそれを運ぶ給水車の確保が難しく、また、風呂設置に伴う排水、配電等の工事の調整に日数を要し、なかなか仮設風呂の設置が進まなかった。

27日には東灘区の本山第1小学校に設置したものの、余震により断水したため利用ができないといった事情もあり、やっと29日に宝塚市内に設置した仮設風呂12基、温水シャワー20基、神戸市内2カ所で温水シャワー10基が利用を開始した。

31日には自衛隊の仮設風呂6基、温水シャワー10基が新たに利用を開始するとともに避難生活者に対して、入浴可能な浴場の情報を「お風呂情報」として緊急パトロール隊により全避難所に配付を行った。2月2日以降順次設置を行い、17日までに自衛隊の仮設風呂は21カ所の24基、県で設置した仮設風呂等は33カ所で風呂59基、温水シャワー189基となった。また、ゴルフ場浴場や旅館等の開放状況を調査し、6日には再度「お風呂情報」を配付した。

なお、高齢者や身体の不自由な方の入浴については、福祉部が主体となって、各市及び社会福祉協議会等が移動入浴車や送迎バス等により対処した。

しかし、当初の計画の達成には、東灘区を中心に水道の復旧がさらに遅れたり、学校教育の再開等により設置場所がなかなか選定ができないため、設置が思うように進まない状況にあった。

② 洗濯対策（洗濯機の設置等）

避難所生活も1週間を経過してくると、下着等の洗濯が必要となってくる。このため、水道が復旧している地区については、洗濯機を配付することにより、洗濯の便宜を供与し、水道の復旧していない地区については、兵庫県クリーニング環境衛生同業組合のボランティアによる下着類の洗濯で対応することを計画した。

1月27日、(社)日本電機工業会からの洗濯機の寄贈の申し出を受け、市町と調整の結果、次の配置計画を立てた。なお洗剤は県において確保し、あわせて配付することとした。

	神戸市	西宮市	芦屋市	宝塚市	伊丹市	北淡町
洗濯機(台)	500	200	130	90	30	50
洗剤(ケース)	90	35	25	20	10	20

2月1日から8日にかけて自衛隊による車両・ヘリコプターの協力も得ながら、各市町へ搬送を行い、市町において、避難所ごとに通水状況等を勘案しながら順次設置を始めた。

この間、兵庫県クリーニング環境衛生同業組合員16店舗が避難所を巡回して下着類の洗濯サービスを始めた。

また、民間企業でも、西宮市を皮切りに神戸市、芦屋市において、避難生活者500人以上の避難所を巡回し、配付したナイロン袋に入れた下着の無料洗濯サービスを実施している。

③ 炊きだし

避難者が集中している神戸市、西宮市及び芦屋市で避難生活を続けている被災者に、温かい食べ物を提供しようとの趣旨から、県は県内の食品関係団体に呼びかけ各団体の協力を得て地域防災計画による救助対策の1つである「炊きだし」を実施することとした。

実施場所の選定にあたっては、緊急パトロール隊による避難住民生活実態調査の結果などを基に、生活環境が悪いところから順次実施した。

「炊きだし」の協力団体は、兵庫県食肉事業協同組合連合会・兵庫県食肉環境衛生同業組合（共同開催）、兵庫県調理師団体連合会の3団体であり、2月3日から17日までの15日間、49カ所の避難所で「牛鍋」、「カニ雑炊」、「粕汁」等、5万7百食の「炊きだし」を提供した。

自らも被災を受けた団体もあるなか県の要請により、力強い協力が得られ、また、但馬・丹波地域等各地域の特色あるプロの味も提供され、救援食中心の単調な食生活を余儀なくされていた被災者の方々から好評を得た。

炊きだし計画を策定するにあたり ①避難生活者数（炊きだし実施予定時間帯の人数）②炊きだし実施場所（露店、屋内、テント設備の有無）③手伝い可能なボランティアの存在 ④交通の状況 ⑤水、調理台等の現地調達の可否等について、個々の避難所の状況を確認しながら、実施場所を選定したところであるが、これらの状況を一元的に掌握できるしくみができればより効果的な炊きだしが実施可能になったのではないと思われる。

また、民間ボランティアの任意の炊きだしが数多く実施されているが、これら自主活動との重複を避け、炊きだしを受ける機会に不均衡が生じないようにするため、ボランティア活動についても登録制とするなどの工夫により、計画的な炊きだしが実施可能となるが、今後の課題である。

④ 被災地での食品衛生の確保

水道、ガス等のライフラインが破壊され、水と熱源が供給できない劣悪な条件下での多数の避難生活者の食生活の確保は、支援物資としての食品の提供に始まり、弁当等外部で調理、加工された調理済食品に頼らざるを得ない状況にあるため、食品衛生の確保が大切なところであると認識された。

このような状況の中で、食品衛生対策は、食中毒等飲食に起因する危害の発生を防止する観点から、避難所で配布される弁当の衛生確保及びボランティアによる調理に対する衛生指導を重点に実施することとした。

避難所で支給される弁当等については、保管場所、保管状況を把握しつつ、早期に喫食し、長期の保存をしないことを重点に啓発活動を実施し、23日から被災地を管轄する各保健所において、他県及び県内保健所職員の応援も得ながら、計画的な巡回指導を開始した。

ボランティアによる調理行為に対しては、食品衛生の基本である、手洗い、消毒の励行を中心に指導を行ったが、給水、手洗い消毒設備等が整備されていない条件下であることから、巡回指導時に逆性石鹼、アルコールティッシュ等の消毒薬や素手で食品に接触しないための、使

い捨てビニール手袋等の衛生資材を配布し、指導事項が徹底できるような条件整備に努めた。

31日以後も、食品衛生に重要な影響を及ぼす便所の衛生管理を含め、巡回指導を継続実施するとともに、避難所で支給されている弁当等の実態調査の結果、判明した弁当調製業者については、逐次、関係府県あて連絡し、弁当調製施設の衛生管理、適正表示、搬送計画等の監視指導を依頼した。

イ 避難所における心身リフレッシュ

① 避難者「リフレッシュの旅」の実施

避難者の心身リフレッシュのため、温泉所在地を中心とした旅館等への旅について2月2日から検討を開始し、2月7日、市町が主体となって県内の温泉地等に避難者を1泊2日で受け入れることの方針を決定した。

具体的な実施方法については、関係県民局と市町で検討を行い、緊急住宅対策部（労働部）からは、避難所所在市区町と受入市町との関係について当面の大まかな方針を示し、2月20日から実施することで関係市町間の合意ができた。

（リフレッシュの旅受入地域）

（避難者の住居）

但馬 ← 神戸市、西宮市、芦屋市

（豊岡市、城崎町、竹野町、香住町、村岡町、
浜坂町、温泉町、日高町、関宮町、美方町）

西播磨（赤穂市、夢前町） ← 神戸市

淡路（洲本市、南淡町、西淡町） ← 神戸市、淡路島内

受入15市町がそれぞれに、旅行企画、広報、予約受付方法、バス・旅館の手配方法、添乗看護婦の確保、配車場所の検討を行って実施計画を策定し、受入れが可能になったところから実施することとした。なお、添乗看護婦の確保については県看護協会の協力、バスの配車場所については県警察本部及び関係警察署の協力を得ることとなった。

② 県立ピッコロ劇団の被災者激励活動

県立ピッコロ劇団（劇団員20人）では、避難生活を続けている子供たちやお年寄りを中心に、歌やダンス、朗読などを通じて、人々を勇気づけるため、避難所等を訪問し激励活動を展開することとし、2月11日尼崎市内の小学校、13日には神戸市内の小学校でスタートした。（4月上旬まで実施）

ウ 被災地の動物の保護

18日、姫路セントラルパーク、姫路市立動物園、神戸市立王子動物園、19日には宝塚ファミリーランド等危険動物を飼育している事業者と連絡がとれ、動物に異常が無く、県内で飼育されている猛獣が逃走するおそれの無いことが確認できた。

19日に総理府より電話で、海外の動物愛護団体から被災地の動物を人と同様救済してほしい旨

の強い要望があるためその対応を図るよう要請があり、また、(財)日本動物愛護協会等11団体が支援体制として「兵庫県南部地震動物救援東京本部」を設置した旨連絡があった。

緊急保健医療対策部（保健環境部）としては過去の国内、国外の災害事例から、人の救済の後には動物の救済が必ず問題となっていることから、災害を受けたペット動物の推計を犬4,000頭、ねこ4,700匹としその救済について(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会、(財)日本動物福祉協会の三者での対策本部設置による対応を指導することとした。

21日協議の結果、三団体で「兵庫県南部地震動物救援本部」を設置する事が合意され、事業内容を①避難所等で飼育されている動物への餌の配給 ②放浪動物の保護収容 ③負傷動物の治療・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤所有者及び里親探し並びに情報提供 ⑥その他動物に係わる相談と定め、当日から活動を開始する事となった。

26日設置の記者発表をおこなったが、発表と同時に動物救護のボランティア、寄付金の申し入れが多く寄せられ、その後27日に神戸市北区、続いて2月14日に三田市に被災した動物の救援施設が建設されボランティアの応援を得て多くの動物を預かり、被災者から感謝の声が寄せられている。

エ 避難所生活の質的向上対策としては、上記の他にも、

- ・ 生活改善実行グループ、日赤奉仕団、自衛隊等による炊き出し
- ・ 食料、飲料、寝具、衣料等日用品、生活の自立を支援する各種器材等救援物資の提供
- ・ 緊急一時入所や介護、入浴介助などによる高齢者、障害者等社会的弱者の救護
- ・ 児童こころの巡回相談
- ・ 医療巡回救護班の派遣、巡回健康・栄養相談
- ・ 仮設トイレの設置
- ・ 携帯ラジオの提供 など様々な取り組みを行っている。（詳細は各対策に記述）

また、各県民局の調整等により市町、各種団体や、各地域の県民運動実践グループ等による、炊き出しをはじめとする各種の自主的な支援活動が展開されている。